

平成26年 6月13日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成26年6月13日(金)午後2時30分開議

日程第 1 請願第 1号 「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

陳情第 1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情  
審査報告(文教福祉常任委員長)

日程第 2 意見書案第1号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書について

日程第 3 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

日程第 4 意見書案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書について

日程第 5 発議第 1号 専決処分事項の指定について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 林 俊之君  
2番 大網正敏君  
4番 花香孝彦君  
5番 佐久間義房君  
6番 板寺正範君  
7番 城之内一男君  
8番 高木武男君  
9番 林 甚一君  
10番 鈴木正昭君  
11番 多田和弘君  
12番 土屋 進君  
13番 山崎ひろみ君

- 14番 宮崎正吾君  
15番 高嶋雅弘君  
16番 鎌形寿一君

欠席議員

なし

出席説明員（15名）

- 町長 岩田利雄君  
副町長 清水正幸君  
監査委員 平山茂君  
会計管理者 鈴木努君  
健康福祉課長 石毛克身君  
総務課長 金島正好君  
病院事務長 鈴木和雄君  
産業振興担当課長 石毛一久君  
まちづくり課長 大後修司君  
町民課長 多部田秀也君  
農業委員会事務局長 河津静夫君  
教育委員会委員長 向後元道君  
教育長 小澤茂君  
教育課長 林敏行君  
生涯学習担当課長 笹本博之君

出席事務局員（3名）

- 事務局長 小林豊  
次長 宮前玉子  
主査 箕輪広次

(午後 2時30分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち報告します。

本日、議員発議による意見書案3件を受理しました。

次に、発議1件を受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第1号、「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願並びに陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情。以上、3案を一括議題とします。

この請願、陳情は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、山崎ひろみ君。

13番(山崎ひろみ君)

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、請願第1号、「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願並びに陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情については、去る6月11日に、町長、副町長及び教育長、教育課長並びに健康福祉課長等の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、請願第1号についての審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、教育環境が都会と田舎で格差があると感じられる。教育環境に地域格差があってはならないと考えるので、請願の趣旨に賛成する。請願は毎年同じような形で提出されているが、教育予算拡充は重要であるとの基本姿勢を示すことは本町

にとっても重要なことであり、採択に賛成したい。また、全国的な視野に立てば、教育環境の格差は危惧される。よって、全国の子供たちが同様の環境で学べるよう、本請願に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第1号、「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択とすべきものと決定しました。

次に、請願第2号では、意見として、35人学級の実現等、進歩している事柄もあるとともに、教育環境については国内全てにおいて平等であるべきと考える。よって、本請願の趣旨に賛成する。また、町内の学校においても、クラス編成の人数制限で1学年1クラスとなった現実を目の当たりにしている。現行制度の維持、改善のためにも義務教育費国庫負担制度は継続されるべきものと考え、本請願の採択に賛成である。

以上のような意見等があり、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本件につきましては、意見として、難聴者にとって意思の伝達は難しいものであり、手話はその伝達手段として有用なものと考え、よって、本陳情の趣旨に賛成したい。陳情書にもあるように、健常者も手話を習得することにより、難聴者との意思の伝達が可能になり、気持ちを通じ合えることとなる。また、震災対応時においても、手話通訳者の不足が問題となった。その観点からも、手話の普及は促進されるべきものと考え、賛成する。健常者と障害者が対等な立場で向かい合える世の中を目指すべきと考える。本陳情趣旨は、その一助となるものである、賛成する。さらに、本陳情事項の実現は、聴覚障害者ばかりでなく、他の傷害を持つ方たちの励ましになるものと期待する。よって、賛成したい。障害者のバリアフリー化が叫ばれるが、ハード面もさることながら、このようなソフト面こそ重要であると考え、よって、採択し、意見書を提出すべきものと考え、よって、賛成したい。現在、当町の役場に手話で対応できる職員がいないとのことだが、このような環境改善のためにも本陳情に賛成するとともに、皆で障害者の支援ができる社会を望むものである。

以上のような意見等があり、陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択とすべきものと決定しました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、請願第1号、「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第2、意見書案第1号、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書について及び日程第3、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について並びに日程第4、意見書案第3号、「手話言語法」制定を求める意見書について。以上、3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

ここで、お諮りします。

意見書案第1号及び意見書案第2号並びに意見書案第3号については、先に採択された請願、陳情の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号及び意見書案第2号並びに意見書案第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第1号、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号、手話言語法制定を求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第1号、専決処分事項の指定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（鎌形寿一君）

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

それでは、発議第1号、専決処分事項の指定についての提案理由と、その内容につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、事務の簡素化を図り円滑な町政執行及び適正な債権管理等に資するため、地方自治法第108条第1項の規定により、議会の権限に属する事項のうち、町長において専決処分することができる事項を指定しようとするものであります。

その内容は二つありまして、その一つは、1件が100万円以下である損害賠償の額の決定に関する事。二つ目として、1件が100万円以下である和解及び調停に関する事でございます。

以上、発議第1号につきまして、ご審議の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました発議第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議第1号、専決処分事項の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。



閉会に先立ち、町長からご挨拶をお願いいたします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会6月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、承認2件、議案1件を提案し、繰越明許費について報告をさせていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決、ご承認等をいただきまして、まことにありがとうございました。

会期中に頂戴いたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映するよう努めてまいります。

さて、国では雇用、医療、農業の改革を図る新たな成長戦略の骨子を決定いたしました。月末には閣議決定される見込みであります。混合診療の拡大や農業改革など、身近な問題も含まれており、国の動きを注視してまいりたいと思います。

私は去る6月2日の千葉県町村会定例会におきまして、会長としての再任をいただき、全国町村会の副会長の役職も引き続き務めることになりました。国の第一線で活躍する方々との面識やつながりもでき、最先端の情報、そして勉強になったことを町政に今後とも生かしてまいりたいと考えております。

来年の町制施行60周年に向けて、議員、職員一丸となって町政運営を進めてまいります。議員各位になお一層のご指導、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに、梅雨の時期であります。議員各位には健康管理に十分ご留意をいただき、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たり、ご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

ありがとうございました。

それでは、私からも一言ご挨拶させていただきたいと思います。

10日から始まりました本会議で、本当にご苦労さまでございました。今回は特に皆様方からの一般質問、10人の方からいただきました。大変素晴らしいことではないのかなと思います。これからも自分の意見というものをしっかり勉強し、そ

れを述べる、そういったことが私たちの仕事かと思imasuので、こういった本会議に限らず、こういったところでも自分の意見というものをしっかり勉強し、発言するということをやっていきたいなと思imasu。

そして、みんなでまた話し合って、一つのことを解決したいと、そういうふうに思imasuので、これからもよろしくお願imasuします。

これからどんどん暑くなります。自分の体、十分注意しながら、これからもこういった議会活動、議員活動を一生懸命に実際にやっていただければと思imasu。本当にご苦労さまでした。

以上で、平成26年6月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 2時59分 閉会)